

川口市告示第308号

令和5年度及び令和6年度において、川口市が締結する建設工事の請負並びに設計、調査及び測量の業務の委託等の契約の競争入札等に参加するための資格に関する審査の結果について、次のとおり告示する。

令和5年4月3日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 入札参加資格者数

令和4年川口市告示第675号に基づく申請に対する審査の結果、入札参加資格者数は、下表のとおりである。

なお、区分は、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則（昭和41年規則第52号、以下「入札参加資格規則」という。）第3条第2項の規定に基づく。

	市内業者	準市内業者	県内業者	県外業者	合計
建設工事	389	22	768	524	1,703
設計・調査・測量	46	28	503	441	1,018
合計	435	50	1,271	965	2,721

2 建設工事に係る入札参加資格者の等級制の格付け

(1) 格付けの方法

建設工事に係る入札参加資格者については、入札参加資格規則第2条の規定に基づき、(2)に定める資格審査数値を基に、(3)に定める各等級の基準に従って、業種ごとに格付けするものとする。

(2) 資格審査数値

資格審査数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合評定値（平成20年国土交通省告示第85号（以下「国土交通省告示」という。）第一に規定する経営規模、経営状況、技術力及びその他の審査項目（社会性等）を、国土交通省告示第二に定める基準（以下「国土交通省告示に定める基準」という。）に従って審査し、国土交通省告示並びに平成20年1月31日付け国総建第269号「経営事項審査の事務取扱について」及び同別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」（以下「事務取扱別紙」という。）により算出した評点）とする。

ただし、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合のうち、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた者であって資格審査に係る工事種別の官公需適格組合の算出方法の特例を希望する者（以下「組合」という。）については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 経営規模及び技術力の審査は、当該組合と5以内の組合員（当該組合の理事並びに当該組合の理事又は組合員が代表者となっている法人を含む。以下同じ。）の次に掲げる事項の合計値を用いて、国土交通省告示に定める基準に準じて行うものとする。

(7) 工事の種類別年間平均完成工事高

(8) 工事の種類別年間平均元請完成工事高

(9) 自己資本の額

(10) 利益額

(11) 技術職員の数

イ 経営状況及びその他の審査項目（社会性等）の評点は、当該組合と5以内の組合員の事務取扱別紙に定める当該評点の平均値（小数点以下第1位を四捨五入した数値）を用いるものとする。

(3) 各等級の基準

等級	基準
A級	資格審査数値が820点以上であるもの
B級	資格審査数値が730点以上820点未満であるもの
C級	資格審査数値が610点以上730点未満であるもの
D級	資格審査数値が610点未満であるもの